

日 薬 業 発 第 141 号
令 和 5 年 7 月 24 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和5年7月7日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化終了について（その2）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和5年7月7日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間については、令和5年7月18日付け日薬業発第133号ほかにてお知らせしたところですが、アクティブ化については令和5年7月21日をもって終了するとのことです。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<抄>

事務連絡
令和5年7月21日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和5年7月7日からの大雨に伴う
オンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化終了について

標記につきましては、別紙1のとおり社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてにアクティブ化の開始を連絡しているところ、当該事務連絡に記載されている「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化期間について、別紙2のとおり本年7月21日をもって終了するよう社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

以上

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 21 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和 5 年 7 月 7 日からの大雨に伴う
オンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化終了について（その 2）

オンライン資格確認等システム利用規約第 21 条 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「令和 5 年 7 月 7 日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 7 月 8 日付事務連絡）にて、対象範囲の医療機関・薬局に対して「災害救助法の適用第 1 報から一週間」アクティブ化しようご連絡したところ、下記の対象範囲について 7 月 21 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますようお願いいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了する対象範囲

範囲	秋田県秋田市 能代市 男鹿市 潟上市 大仙市 北秋田市 仙北市 北秋田郡上小阿仁村 山本郡藤里町 山本郡三種町 山本郡八峰町 南秋田郡五城目町 南秋田郡八郎潟町 南秋田郡井川町 南秋田郡大潟村 青森県西津軽郡深浦町
----	---

以上